

不動産貸付業の認定基準

(収入金額940万円超)

不動産の貸付けの態様			認定基準
建 物	住宅	1戸建	8棟以上
		1戸建以外 (アパート貸間等)	8室以上
	住宅以外の建 物	独立家屋	4棟以上
		独立家屋以外	8室以上
土	住宅用土地		貸付契約件数8件以上
地	住宅用土地以外の土地		貸付契約件数8件以上
そ の 他	建物と土地を併せて貸付けている場合		契約の合計数が8件以上 または 認定基準に対する割合の合計が 100%以上

(注意事項)

- 1 独立的に区画された2以上の室を有する建物は、一棟貸しの場合でも室数により認定します。
- 2 空家又は空室となっているものがあるときには、貸付け可能な建物として、これも含めて認定します。
- 3 土地の貸付件数は、1つの契約において2画地以上の土地を貸し付けている場合、それぞれを1件と判定します。また、年の途中において賃借人の変更により同一の土地を2回以上貸し付けた場合には、これらを通じて1件と判定します。